

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案要綱

第一 難民の認定等に係る手続中の送還停止の例外となる者の範囲に係る改正

難民の認定又は補完的保護対象者の認定（以下「難民の認定等」という。）の申請者の送還の停止に係る出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第六十一条の二の九第三項の規定を適用しないこととされている者から、難民の認定等の申請前に本邦にある間に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても入管法第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったことがある者を除外すること。

（入管法第六十一条の二の九第四項関係）

第二 未成年者及びその家族の在留特別許可に関する規定の整備

一 法務大臣は、退去強制対象者に該当する外国人が、未成年者であつて次のいずれかに該当するもの又は当該未成年者と同一の世帯に属する家族の構成員であるときは、在留特別許可をすることができるとすること。

① 本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者

② 本国に居住していた期間より長い期間本邦に在留している者その他本邦に在留している期間が長期

間に及び、本邦に定着していると認められる者

(入管法第五十条第一項第三号関係)

二 法務大臣は、在留特別許可をするかどうかの判断に当たっては、当該外国人が未成年者であるときは、児童の権利に関する条約に係る児童の権利に関する委員会その他の国際機関による見解を踏まえ、同条約第三条1の規定に基づき児童の最善の利益を主として考慮するとともに、当該未成年者に家族があるときは、当該未成年者及びその家族が我が国に在留できるよう特に配慮するものとする。

(入管法第五十条第五項後段関係)

第三 制度の抜本的な見直し等

一 難民等に関する制度等の見直し

1 難民の認定等その他難民等に関する制度については、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関による見解を踏まえ本来保護されるべき者が適正に保護されるようにする観点から、難民の認定等を独立行政委員会が行う仕組みの導入を含めた抜本的な見直しが行われるものとする。この場合においては、第一による改正後の送還停止の例外となる者の範囲についても、更なる見直しが行わ

れるものとする。

（改正法附則第二条第一項関係）

2 1のほか、外国人の出入国の管理に関する制度については、その適正化を図る観点から、入管法による収容に当たり裁判官の発付する許可状を必要とする仕組みの導入、第二による改正後の在留特別許可の在り方の更なる見直しその他の見直しが行われるものとする。

（改正法附則第二条第二項関係）

二 政府による当面の措置等

1 政府は、一の1の見直しが行われるまでの間の措置として、難民の認定等及び難民の認定等をしない処分等についての審査請求に対する裁決の適正化に関し、難民の認定等の申請者が所在していた領域の状況に関する調査の充実、難民審査参与員に係る制度の運用の改善その他の必要な措置を講ずるものとする。

（改正法附則第三条第一項関係）

2 政府は、難民の認定等の申請者が置かれている状況に鑑み、速やかに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 住居の確保に係る支援、保健医療サービスの利用に係る支援その他の難民の認定等の申請者（②

の者を除く。）に係る生活上の支援に関する必要な措置

- ② 難民の認定等の申請者その他の者で入管法により収容されているものの処遇の改善に関し、医療上の措置に係る体制の強化その他の必要な措置

（改正法附則第三条第二項関係）

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- （改正法附則第一条関係）

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。